

重要事項説明書

当園における教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。以下のすべての事項に同意されてから仙台YMCA幼稚園への入園をお申し込みください。

1 事業者の運営主体

名 称	学校法人仙台YMCA学園
所 在 地	仙台市青葉区立町9番7号
電 話 番 号	022-222-7533
F A X 番 号	022-222-2952
代 表 者 氏 名	理事長 清水 弘 一

2 施設の概要

施 設 の 種 類	幼稚園型認定こども園	
施 設 の 名 称	認定こども園仙台YMCA幼稚園	
施 設 の 所 在 地	仙台市青葉区立町9番7号	
連 絡 先 電 話 番 号	電話番号 022-222-7533	
連 絡 先 F A X 番 号	F A X 022-222-2952	
管 理 者	園長 高橋 祐子	
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前の幼児	
利 用 定 員	1号定員	45人
	2号定員	35人
開 設 年 月 日	2015年4月1日	
取 扱 っ 保 育 事 業	一時預かり保育, 延長保育	
事 業 所 番 号	72101	

3 施設・設備の概要

敷 地	敷 地 全 体	1,120㎡	
	園 庭	485㎡	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 1階建て	
	延 床 面 積	427㎡	
施 設 設 備 の 数 と 面 積	保 育 室	4室	208.5㎡
	遊 戯 室	2室	256㎡
	幼 児 用 トイレ	11個	29.8㎡
	室 内 温 水 プール	1棟	
	保 健 室	1室	
	事 務 室	1室	

4 施設の目的・運営方針

目的	<p>仙台YMCA幼稚園（以下「当園」という。）は、仙台YMCAの目的にもとづき、キリスト教保育を基本として、学校教育法第22条及び第23条に従って幼児（以下「園児」という。）を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。</p>
運営方針	<p>(1) 教育・保育の提供にあたっては園児の最善の利益を考慮し、その心身の成長を積極的に増進することに最もふさわしい環境を提供することに努めます。</p> <p>(2) 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育・保育を一体的に行います。</p> <p>(3) 園児の家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び子育て家庭に対する支援等を行います。</p> <p>(4) 当園は、「学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施します。</p>

5 職員体制

職 種	員 数	職 務
園 長	1 人	教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行います。
副 園 長	1 人	園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児の教育及び保育をつかさどります。
主幹教諭	1 人	園長及び副園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどります。
教 諭	3 人 以上	園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。

6 教育・保育を提供する日

(1) お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の幼児のうち、2号認定子ども以外の幼児	毎週土曜日、日曜日、祝日（※注）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の幼児のうち、保育を必要とする幼児	日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）

(※注) 土曜日でも、保育が必要な場合は一時預かり保育を利用することができますのでご相談ください。

(2) 1号認定こどもへの教育・保育の提供については、前項の休園日に、次の休業日を加えます。

①夏季休業 7月21日より8月24日まで

②冬季休業 12月21日より1月9日まで

③春季休業 3月21日より4月9日まで

7 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定	教育標準時間	月曜日は9時から11時30分まで、火曜日から金曜日は9時から13時30分まで(※注1)
2号認定	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分から18時30分まで(※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	7時30分から15時30分まで(※注3)

(※注1) 利用可能時間を超過して保育を必要とされる場合は、一時預かり保育を利用することができますのでご相談ください(別途利用料が必要です)。

(※注2) 7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間です。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、延長保育を利用できません(延長保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料等の他に、別途利用料が必要です)。

(※注3) 7時30分から15時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間です。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、15時30分から19時15分までの範囲内で、延長保育を利用できません(時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料等の他に、別途利用料が必要です)。

8 提供する教育・保育の内容

当園は、幼稚園型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下の教育・保育をします。

(1) 教育・保育

支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において教育・保育をします。

(2) 一時預かり保育・延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、一時預かり保育及び延長保育を利用できます。

(3) 送迎

保護者又はこれに代わる方による送迎をお願いします。なお、未成年の方による送迎は控えてください。

(4) 食事の提供

家庭等からのお弁当を持参するようお願いします。

毎月1回程度の食育活動を行います。この日はお弁当を持参しないこともあります。実施日、内容等については前月の園便りでお知らせします。

(5) その他教育・保育に係る行事等

(6) 教育・保育の日課

毎日の教育・保育の日課は概ね以下のとおりです。季節、天候によって日課を変更することがあります。

保育時間		形態	日課	
7:30		早朝預かり保育		
8:30	随時登園	クラス別保育	登園確認	
9:00			自由遊び	
10:00			クラス保育	
11:30			昼食	
12:10			クラス保育（自由遊び）	
13:00			クラス保育	
13:30			降園	降園確認
15:00			随時降園	午後預かり保育
15:30	おやつ			
16:30	外遊び（荒天時は室内遊び）			
17:00	絵本読み			
18:30	おやつ			
19:15		延長保育	延長保育終了	

(注) 1. 月曜日の保育形態は昼食なしの11時30分で終了。預かり保育を利用する園児は11時30分から昼食です。

2. 預かり保育利用時間の途中で、YMCAの水泳教室や体操教室、サッカー教室、ピアノ教室（ピアノ教室は空きがあれば）を利用できます。この際の費用は別途必要になります。

(7) 教育・保育計画（年間）

年齢	クラス名	教育・保育計画
満3歳児	も も	一人ひとりの好きな遊びをしながら園生活に慣れ、安心して過ごす。
満3歳児 3歳児	いちご	幼稚園生活をとおして基本的な生活習慣を身に付け、ありのままの自分を発揮し存分に遊ぶ。
4歳児	ひまわり	様々なことに興味をもち、挑戦しながら友達との遊びを楽しむ。
5歳児	ゆり	自分の考えをしっかりと持ち、相手の意見も聞きながら意欲的に活動に関わったり友達と遊びを作り出したりする。

9 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

1号認定児は満3歳児から、2・3号児は3歳児クラスから全額無償となります。満3歳2・3号児の保育料については別紙の「教育・保育給付認定における利用者負担額（月額）案」をご覧ください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

別表に掲げる費用をお支払いください。

10 利用料金の支払方法

あらかじめ当園にお届けいただくゆうちょ銀行の口座から毎月15日に振替えます。このとき記帳される金額を持って領収書に代えさせていただきます。

なんらかの都合で振替ができなかった場合はお知らせしますので、直接当園に現金でお支払いください。このときは領収書を発行します。

11 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学する年の3月31日になったとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) 園児の保護者から退園届が提出されたとき
- (4) その他、教育・保育の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 園内科医

医療機関名	花壇医院
医院長名	武山 大也
所在地	〒980-0815 仙台市青葉区花壇5番地3 TEL 022-222-0052
提携内容	内科検診，緊急及び必要時の処置についての相談

(2) 園歯科医

医療機関名	丸森歯科医院
副院長名	丸森 亮太郎
所在地	〒980-0873 仙台市青葉区広瀬町2番5号 TEL 022-223-1221
提携内容	歯科検診，緊急及び必要時の処置についての相談

(3) 園薬剤師

医療機関名	ふたば調剤薬局
薬剤師名	矢部 典子
所在地	〒980-0871 仙台市青葉区八幡3丁目3番8号 TEL 022-398-7337
提携内容	幼稚園環境衛生，薬事衛生に関する指導、緊急及び必要時の処置についての相談

13 指定避難所，広域避難場所

当園近隣の指定避難所，広域避難場所は次のとおりです。

指定避難所	立町小学校
広域避難場所	西公園

14 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には，保護者の指定する医療機関又は保護者の同意を得た医療機関への搬送及び緊急連絡先等へ速やかに連絡します。

保護者と連絡が取れない場合には，園児の身体の安全を最優先させ，当園が責任を持って，しかるべき対処を行いますので，あらかじめご了承ください。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	仙台中央警察署大町交番
消防署	青葉消防署片平出張所

15 緊急連絡一斉メール

行事の変更など全園児の保護者の方に緊急に連絡しなければならない時に一斉メールを利用します。ご理解をいただけるご家庭には連絡のためのアプリを利用していただきます。

16 健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施します。内科検診， 歯科検診 全園児 各1回

17 感染症対策

感染症又は食中毒が発生，又はまん延しないように，感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

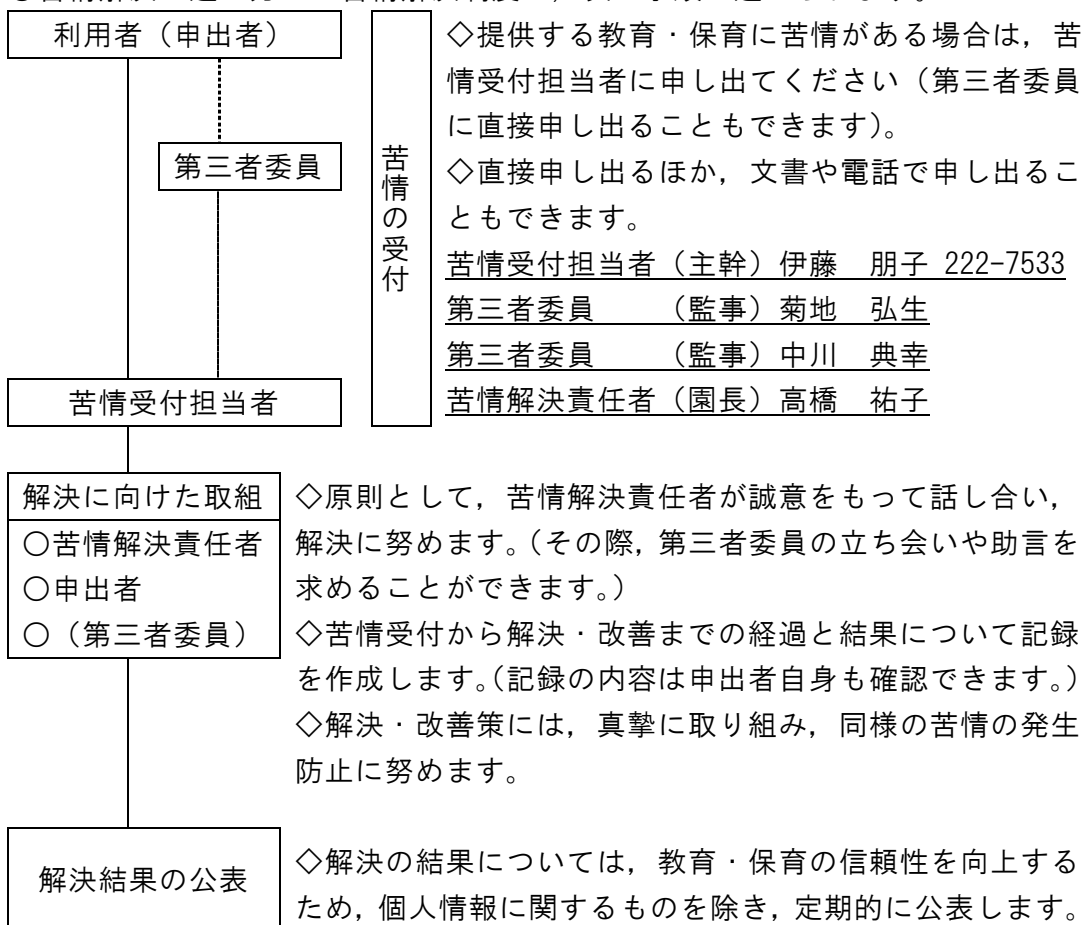
感染症に罹った園児が発生しましたら，直ちにその旨を全園児の保護者の皆様にお知らせし，注意喚起を促します。

18 要望・苦情等に関する仕組み

当園では，要望・苦情等に迅速かつ適切に対応するために，苦情解決の仕組みを整えています。

●苦情解決の進め方

苦情解決制度は，次の手順で進められます。



19 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎年避難及び通報、消火訓練を実施しています。

防火管理者	職名 館長 氏名 加藤 雄一
消防計画届出年月日	仙台市青葉消防署 2014年6月12日
避難訓練実施回数	通報・消火・避難訓練 年 1回
防災設備	消火器, 誘導灯, 火災報知機, ガス漏れ報知機

20 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

	保険会社等名	保険の名称	内 容
災害共済	独立行政法人日本スポーツ振興センター	災害共済	医療費, 障害見舞金, 死亡見舞金の給付
傷害保険	エース損害保険株式会社	賠償責任保険	屋内及び屋外での傷害, 死亡に係る保険
	エース損害保険株式会社	全日私幼連幼稚園総合保障プラン	行事参加者の傷害保険

21 運営の状況に関する評価

評価の方法	評価結果の公表及び活用の方法
自己評価	ホームページへの掲載と書面での閲覧
関係者（保護者等）評価	ホームページに掲載と保護者への書面による公開
外部評価	評価機関の名称 幼稚園運営委員会

22 子育て支援

地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子どもの養育に関する相談に応じ、必要な情報の提供及びその助言、その他必要な援助を行います。

実施要領等の詳細は別途ご案内します。

別表1 全員が対象となる費用

項 目	負担を求める理由及び目的	金 額
入 園 申 込 金	入園を受付けるための手数料	入園申込時のみ 3,000 円
入園準備手数料	入園を準備するための手数料	入園申込時のみ 30,000 円
施 設 維 持 費	光熱水費等の費用	入園時のみ満3歳児 60,000 円
		入園時のみ年少児 50,000 円
		入園時のみ年中児 35,000 円
		入園時のみ年長児 20,000 円
教 材 ・ 行 事 費	行事及び教材（食育材料費含む）に係る費用	月額 4,150 円
保 育 用 品 代	クレヨン，道具箱，水着などの用品代	入園時のみ 約10,000 円
キャンプ参加費	年長クラスで行う夏季キャンプの参加費用	年長児のみ 約10,000 円

別表2 該当者（利用者）のみ対象となる費用

(1) 絵本代 毎月配布する絵本の費用 440 円

(2) 1号認定の一時預かり保育の費用

1時間当たり300円。朝は1回200円。利用料の月額上限額は15,000円。

(3) 2号認定の一時預かり保育の費用

2号認定の保育標準時間（7時30分から18時30分の11時間）、保育短時間（7時30分から15時30分の8時間）の利用区分によって異なります。

保育標準時間区分の園児が18時30分以降利用した場合、また保育短時間区分の園児が15時30分以降利用した場合、それぞれ延長保育の扱いになり、別途利用料の負担（保育標準時間区分の園児は1回200円、保育短時間区分の園児は1時間300円）が必要です。